

税制改正のお知らせ

◆ 成年年齢の引き下げ

個人住民税において、未成年者の場合一定の要件のもと非課税となります。令和4年4月1日より成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、非課税の範囲も変更となります。

成年年齢引き下げに伴う非課税範囲の変更内容

	改正後	改正前
適用要件	賦課期日時点で18歳未満かつ前年の合計所得金額が135万円以下の場合非課税(※1)(※2)	賦課期日時点で20歳未満かつ前年の合計所得金額が135万円以下の場合非課税

(※1) 賦課期日とはその年の1月1日のことを指します。(令和5年度課税の場合、令和5年1月1日)令和5年度課税では、平成17年1月3日以降に生まれた方が18歳未満とみなされます。

(※2) 未成年者であっても婚姻している場合には、民法上成年者としてみなされるため、18歳未満の場合でも非課税となりません。

◆ 住宅ローン控除の特例期間の延長

住宅ローン控除の適用期限が4年延長されました。(令和7年12月31日までに入居した方が対象となります。)

入居した年月	控除期間	控除限度額
平成26年4月～令和元年9月	10年間	所得税の課税総所得金額等の7% (最高136,500円)
令和元年10月～令和2年12月 (※1)	13年間	所得税の課税総所得金額等の7% (最高136,500円)
令和3年1月～令和4年12月 (※1)(※2)	13年間	所得税の課税総所得金額等の7% (最高136,500円)
令和4年1月～令和7年12月	13年間 (※3)	所得税の課税総所得金額等の5% (最高97,500円)

(※1) 消費税率10%が適用となる住宅の取得等をした場合に限りです。

(※2) 注文住宅は令和2年10月から令和3年9月までの間、分譲住宅などは令和2年12月から令和3年11月までの間に契約した場合に限りです。

(※3) 中古住宅の場合は10年間、新築住宅でも令和6・7年入居の場合は10年間の可能性があります。

住宅ローン減税の特例が適用される要件等について、詳しくは[国土交通省ホームページ](#)をご覧ください。

◆ 国外居住親族に係る扶養控除の見直し

国外居住親族に係る扶養控除等の適用については、所得要件の判定において国内源泉所得が用いられており、国外で一定以上の所得を稼得している親族でも控除の対象とされているとの課題があることを踏まえ、国外居住親族の扶養控除の適用対象となる親族の年齢要件を見直し、年齢30歳以上70歳未満の者については一定要件に該当しない限り扶養控除の適用対象から令和6年度の町都民税より除外することとなりました。

国外居住親族にかかる扶養対象要件

扶養親族の居住地	～15歳	16歳～29歳	30歳～69歳	70歳～
国内	適用対象外※1	適用対象	適用対象	適用対象
国外	適用対象外※1	適用対象	適用対象※2	適用対象

(※1) 子ども手当の創設に伴い、平成24年度より年齢が15歳以下の扶養親族に対する扶養控除(年少扶養控除)が廃止されています。

(※2) 留学生、障害者または38万円以上の送金を受けている者で一定の書類を提出または提示した者は除きます。

○扶養控除の適用対象となる一定要件

扶養控除の適用対象者から、日本国外に居住する親族のうち30歳以上70歳未満の者が除外されますが、上記に関わらず、下表のいずれかに該当する者については、扶養控除の適用対象者となります。

対象者	提出又は提示が必要な書類(※1)
1. 留学により非居住者となった者	外国政府又は外国の地方公共団体が発行した留学の在留資格に相当する資格をもって在留者であることを証する書類
2. 障害者	障害者控除の要件に従う(※2)
3. その居住者からその年における生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者	送金関係書類でその送金額等が38万円以上であることを明らかにする書類(※3)

(※1) 上記1. 又は3. に該当する者について、扶養控除の適用を受けようとする居住者は、給与等もしくは公的年金等の源泉徴収、給与等の年末調整又は確定申告の際に、親族が上記1. 又は3. に該当する者であることを明らかにする書類を提出又は提示する必要があります。

(※2) 扶養控除の適用を受けようとする場合に新たに提出又は提示が必要となる書類はありませんが、障害者控除の適用を受けるために親族関係書類(戸籍の附表又はパスポートの写しなど)及び送金関係書類(※3)の提出又は提示が必要となります。

(※3) 送金関係書類とは、次の書類で、居住者がその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度行ったことを明らかにするものをいいます。

- ・金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引により居住者から国外居住親族に支払いをしたことを明らかにする書類(外国送金依頼書の控え)

- ・いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、国外居住親族がそのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその国外居住親族が商品等を購入したことなどにより、その商品等の購入等の代金に相当する額の金銭をその居住者から受領した、又は受領することとなることを明らかにする書類(クレジットカードの利用明細書)